

# 苓北町立志岐小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止のための基本方針

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止のための対策を行う。

但し、いじめ防止対策の基本的な考えとして、「どこの学校でもいじめは起こり得るという高い危機意識」に立って取り組みを進めていく。

また、万が一発生した場合は、「完全に解消しなければならない」という強い信念を全職員が持ち、「迅速さ」、「粘り強さ」、「徹底」という3つの基本理念を持って対処する。

### (2) いじめの禁止

すべての児童は、いじめを行ってはならない。

### (3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切且つ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

## 2 いじめ防止のための対策の基本となる事項

### (1) 基本施策

ア 学校の最重要目標の一つとして、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。(そのことを推進委員会や職員会議で常に確認する。また、児童一人一人に日常的に細やかに丁寧に寄り添い関わっていくこと、信頼関係をしっかりと確立しておくことが最も肝要であることの認識を、全職員が強く持つようにする。)

イ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。また、児童の情緒の安定や豊かな人間関係の確立のための根本として教師の授業力の向上が大いに関わっていることも常に念頭に置いておく。

ウ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。(児童会活動等の活用)

エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として人権作文・人権集会等を実施する。

### (2) いじめの早期発見のための措置

ア 教職員の高い危機意識に基づく、日常観察や情報交換(児童理解)

イ いじめ調査及び教育相談

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査と教育相談を次のとおり実施する。

① 児童対象のいじめ(心)アンケート調査と、それに付随した教育相談年5回実施(5, 7, 10, 12, 2月)

② 保護者対象いじめアンケート調査年2回実施(7, 12月)

ウ いじめ相談体制

① いじめ相談窓口の設置

いじめを中心とした相談の場の定期的な設定(学期1回相談週間)

② 情報集約担当による相談内容の把握と全体への周知

③ スクールカウンセラーや外部機関の活用(児童向け、保護者向けの相談窓口の紹介)

エ いじめの防止のための対策に中心となって取り組む職員(生徒指導担当)を明確にし、日常的にいじめ防止の施策を進めるとともに、職員の資質向上の研修を企画実行する。

オ スマホやインターネット等情報通信機器を通じて行われるいじめに対する対策

実態を把握するために上記アンケートに項目を設けるとともに、保護者との連携を密にする。必要な啓発活動として情報モラル研修会等を行う。

(3) 校内組織としてのいじめ防止に関する措置

いじめの防止のための組織「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの防止を実効的に行う。

ア 構成員

校長、教頭、教務主任、情報集約担当者（生徒指導担当）、人権教育担当、養護教諭

イ 活動

- ① いじめの早期発見に関すること
- ② いじめ防止に関すること
- ③ いじめ事案に対する対応のこと
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること

ウ 開催

月1回を定例会とし、事案発生時は即座に緊急開催する。

エ いじめに対する措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合は即座に事実の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、即座にいじめをやめさせ、再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導、及びその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間別室等において学習を行わせる措置等を講じる。
- ④ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。
- ⑤ 必要に応じて、苓北町教育委員会と連携して対処する。

(4) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、苓北町教育委員会に速やかに報告する。犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、天草警察署苓北交番等と連携して対処する。

イ 苓北町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。調査結果については、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。